

「美とふれあい、美と会話し、美を楽しむ」県民文化の森 岐阜県美術館

学校と連携した活動のご案内

岐阜県美術館では、学校との連携を積極的に進めています。ぜひご活用ください。

【子どもたちへ】

◇団体鑑賞（作品鑑賞）

○展示作品を活用した鑑賞

- ・所蔵展示室、企画展示室、美術館ホールの展示作品や屋外彫刻作品を、対話をしながら鑑賞します。
- ・簡単な造形体験との組合せもできます。



◆出前講座（授業・ワークショップ）

- ・美術館職員が学校を訪問し、先生方と協力して、鑑賞や表現に関する授業やワークショップを実施します。

※必要な材料費はご負担ください。

※旅費の負担が必要な場合があります。



◇キャリア教育の充実

○地域の美術館の仕事を知る。

- ・総合的な学習や生活科などに対応した体験活動を行います。
- ・館内施設や設備、バックヤードの見学をしたり、講話やインタビューによって、働く人の思いにふれたりします。
- ・学芸員が訪問して職業観について講話をします。（旅費の負担が必要です）

○中学校・高等学校等対象の職場体験学習

- ・将来美術に携わりたいと願う生徒たちの見識や職業観を広げます。



- ・高校生以下は観覧料無料です。
- ・学校の教育活動で利用される場合には、引率する方の観覧料は免除になります。（免除申請の提出が必要）
- ・全ての活動において、事前に必要な道具や活動内容についての打合せをします。

【先生方へ】

◇鑑賞指導及び表現技法の研修

○鑑賞指導の研修

- ・所蔵展示室、企画展示室、美術館ホールの展示作品や屋外彫刻作品などを利用し、「対話型鑑賞」の体験をします。
- ・様々なアートゲームの紹介をします。
- ・展覧会に関わる作品や作家、作品の保存や修復などについて、学芸員が解説します。

○表現技法の研修

- ・授業ですぐに生かせるような水彩絵の具の技法などを体験的に学びます。
- ・子どもの作品の見方や鑑賞会の持ち方などを学びます。



◆出前講座

- ・美術館職員が学校を訪問し、鑑賞指導や表現技法、子どもの作品の見方などの研修をします。

※旅費の負担が必要です。

- ・鑑賞や授業のための資料を貸し出します。（アートカード、アートパネル、パズルなど）

◆お申し込みから実施までの流れ

【団体鑑賞】

○希望日の1か月前

- ・電話連絡で、希望日時、学年、参加人数、バス利用について伝えます。
- ・教育普及係の担当者と日程の調整をします。
- ・希望する活動内容（対話型鑑賞や表現活動など）を伝え、調整をします。

※下見や打合せが必要な場合は、日程を調整します。

- ・美術館 HP に掲載されている「団体鑑賞申請書（学校用）」と「観覧料等免除申請（承認）書」に必要事項を記入し、美術館に FAX(058-271-1315)で提出をする。

※記入時にわからないことがあれば 058-271-1314 に電話連絡をしてください。

- ・届いた文書の内容を確認する電話が美術館からかかります。
- ・日程や活動内容の再確認をします。（活動するグループ数など）

※提出いただいた書類の不備があれば、修正の依頼があります。

○実施日の2週間前

- ・表現活動を実施する場合には、事前打合せをします。

○当日

- ・郵送された「観覧料免除承認書」を持参して来館し、館内受付において、正確な参加人数及び撮影を希望する人数を伝えます。（撮影時には腕章を付けます）
- ・教育普及係の指示に従って、団体鑑賞をお楽しみいただきます。

【出前講座（授業・ワークショップ）】

○希望日の1か月前

- ・電話連絡で、希望日時、学年、参加人数、希望する活動内容を伝え、調整をします。
- ・児童生徒の実態や指導意図、扱いたい題材について伝えます。

※鑑賞のみの場合には、美術館でパネル等を準備しますが、ワークショップを希望される場合には、必要な材料や道具についてはご準備をお願いします。

※講師料は必要ありません。

※会場の下見をさせていただく場合があります。

- ・講師派遣依頼文書（任意形式）を美術館に送付します。

○当日

- ・講座の30分前までに美術館職員が訪問します。
- ・打合せ場所や会場の案内をお願いします。

【お問い合わせ】

岐阜県美術館 教育普及係 TEL：058-271-1314 FAX：058-271-1315